

## 日本気象学会昭和 47 年度総会提出議題

### 1. 会費値上げに伴う定款の一部改正について

#### 提案理由

本会会費は、昭和43年度に改正され、その後の4年間は、賃金物価等の上昇にもかかわらず関係者の努力によって、会費の値上げを行なうことなく本会の会計をまかなくなってきました。しかし、昨年7月及び本年2月の2回にわたる郵便料金の改訂、印刷費の高騰に伴う印刷所の値上げ要求のため、昭和47年度以降は会費の増額なしに本会の正常な財政・運営を行なうことは困難になってきました。

一方環境科学の重要性が高まりつつある状況に即応して、機関誌「気象集誌」「天気」の充実、学会活動の活

発化の要望がたかまり、これらの要望にこたえることが重要かつ緊急な課題となってきました。

この二つの問題解決のため理事会は最低限必要な会費の値上げを内容とする定款の一部改正を提案し、会員各位の理解と賛同を要請します。

#### 改正案

定款第6条第1項第1号中「1,800円」を「2,400円」に、「1,320円」を「1,560円」に、「2,160円」を「3,240円」に、「3,360円」を「4,560円」に、「2,400円」を「2,880円」に、「3,600円」を「5,400円」に改める。

同条同項第3号中「2,500円」を「3,360円」に、「5,000円」を「6,720円」に改める。

附則 この定款の変更は、文部大臣の認可の日から施行し、昭和47年度会費から適用する。

#### 参照 1. 新, 旧条文

新 条 文 (改 正 案)	旧 条 文 (現 行)
<p>第6条 この会員の種別および会費は、次のとおりとする。</p> <p>1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を納める者。</p> <p style="padding-left: 20px;">A会 員 会費として年額金 <b>2,400</b> 円を納める者、ただし在学中の会員は年額金 <b>1,560</b> 円、外国に在住する会員は年額金 <b>3,240</b> 円とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">B会 員 会費として年額金 <b>4,560</b> 円を納める者、ただし在学中の会員は年額金 <b>2,880</b> 円、外国に在住する会員は年額金 <b>5,400</b> 円とする。</p> <p>3. 団体会員 この法人の目的事業に賛同し、会費年額 A会員として1口金 <b>3,360</b> 円を1口以上 B会員として1口金 <b>6,720</b> 円を1口以上納める団体。</p>	<p>第6条 この会員の種別および会費は、次のとおりとする。</p> <p>1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を納める者。</p> <p style="padding-left: 20px;">A会 員 会費として年額金 <b>1,800</b> 円を納める者、ただし在学中の会員は年額金 <b>1,320</b> 円、外国に在住する会員は年額金 <b>2,160</b> 円とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">B会 員 会費として年額金 <b>3,360</b> 円を納める者、ただし在学中の会員は年額金 <b>2,400</b> 円、外国に在住する会員は年額金 <b>3,600</b> 円とする。</p> <p>3. 団体会員 この法人の目的事業に賛同し、会費年額 A会員として1口金 <b>2,500</b> 円を1口以上 B会員として1口金 <b>5,000</b> 円を1口以上納める団体。</p>

#### 参照 2. 新, 旧会費額

会 員 の 種 別	改 正 額	現 行 額	値 上 げ 額	値 上 げ 率	備 考
通常会員 {	A会 員	2,400円	1,800円	600	33.3%
	B " "	4,560	3,360	1,200	35.7
学生会員 {	A会 員	1,560	1,320	240	18.2
	B " "	2,880	2,400	480	20.0
外国在住 会 員 {	A会 員	3,240	2,160	1,080	50.0
	B " "	5,400	3,600	1,800	50.0
団体会員 {	A会 員	3,360	2,500	860	34.4
	B " "	6,720	5,000	1,720	34.4

参考 1. 印刷費について

現行の印刷費は、昭和45年度に改定したもので、その後2年間据置いてあるが、その間賃金指数は34.3%上昇しており、印刷業者から昭和47年度は、ぜひ改定してほしいと強い要求があり、ある程度値上げせざるを得ない。

改定による増加見込額

気象集誌	805,340円	28.5%増
天 気	966,400円	22.9%増

参考 2. 郵便料について

昭和46年7月から改正の分

第3種郵便物(天気が該当)

改正前 100gまでごとに6円

改正後 50gまで12円

50gをこえ50gまでごとに4円

天気は従来、大会特別号を除き1部100g以内であったものがその後増頁により100gをこえることになり毎月号とも20円となった。

学術刊行物(気象集誌、気象研究ノートが該当)

改正前 100gまでごとに10円

改正後 // 15円

簡易書留料 50円が60円

速達料 60円が70円

小包郵便料 相当多額値上がりした。

昭和47年2月から改正の分

第1種 定形郵便物 25gまで15円が20円

定形外郵便物 50gまで25円が40円

第2種 郵便はがき 7円が10円

この改正による年間の増加見込額	天気の場 409,200円
	気象集誌の場合 106,200円
	一般通信費 120,000円
	計 635,400円

参考 3. 改正額算定の考え方と算出の根拠

「気象集誌」「天気」の印刷費および郵便料の値上がりなどの必要経費増と、「気象集誌」「天気」の増頁と内容充実のための経費増を、A、B会員および団体会員(A、B)等がそれぞれ公平に負担するようにして算出した額に、支部研究会への補助、奨励金の拡充、人件費増など学会活動強化に必要な諸経費増を前項増額分に按分して加算した。

印刷経費(編集費を含む)の新旧比較

種別	改定後				現行				増額分
	区別	単価	数量	合金額	区別	単価	数量	合金額	
気象集誌	印刷部数 (84頁×1,900部)	480,990	6	2,885,940	印刷部数 (84頁×1,900部)	409,100	6	2,454,600	431,340
	年間の増頁 (100頁)	5,000	100	500,000	年間の増額(50頁)	4,000	50	200,000	300,000
	増刷(1回100部)	140	600	84,000	増刷(1回100部)	100	600	60,000	24,000
	編集費*	26,833	6	161,000	編集費	18,500	6	111,000	50,000
	計			3,630,940	計			2,825,600	805,340
天 気	印刷部数 (56頁×2,800部)	329,400	12	3,952,800	印刷部数 (56頁×2,800部)	280,200	12	3,362,400	590,400
	年間の増額 (100頁)	3,500	100	350,000	年間の増頁(50頁)	3,000	50	150,000	200,000
	増刷(1回350部)	90	4,200	378,000	増刷(1回350部)	60	4,200	252,000	126,000
	編集費**	41,416	12	497,000	編集費	37,200	12	447,000	50,000
	計			5,177,800	計			4,211,400	966,400
総計			8,808,740	総計			7,037,000	1,771,740	

\* 理由 ページ増に伴う経費と、新たに地方編集委員を委嘱し地方の意見を反映させる。

\*\* 理由 ページ増に伴う経費と、支部活動を反映させるべく、地方編集委員を各支部1名づつ増員する。

郵便料増加額の新旧比較

種別	改正後						改正前						増加額
	区別	1回の 発送部 数	年間 の回 数	年間の 総発送 部数	単 価	合 金 額	区別	1回の 発送部 数	年間 の回 数	年間の 総発送 部数	単 価	合 金 額	
気象集誌	郵便料	1,000	6	6,000	30	180,000	郵便料	1,000	6	6,000	20	120,000	円
	小包および 外国あて その他(430 部)		6		15,000	90,000	小包および 外国あて その他(430 部)		6		7,300	43,800	
	計					270,000	計					163,800	
天気	郵便料	2,100	12	25,200	20	504,000	郵便料 (普通号)	2,100	10	21,000	6	126,000	円
	小包および 外国あて その他(530 部)		12		10,000	120,000	同(特別号)	2,100	2	4,200	12	50,400	
	計					624,000	小包および 外国あて その他(530 部)		12		3,200	38,400	
一般通信 費	事務連絡 その他		カ月 12		27,500	330,000	事務連絡 その他		カ月 12		17,500	210,000	120,000
	合 計					1,224,000						588,600	635,400

参 考

気象研究 ノート*	郵便料	1,000	6	6,000	45	270,000	郵便料	1,000	6	6,000	30	180,000	円
	小包その他		6		25,000	150,000	小包その他		6		8,000	48,000	
	計					420,000	計					228,000	
発送経費						220,000	発送経費					200,000	20,000
	総 計					1,864,000	総 計					1,016,600	847,400

\* ノートは送料を含めた価格で販売するので増加分はない

① 印刷経費と郵便料金の値上がりによる分

区 別	印刷経費	郵便料金	値上がり 総 額	印刷部 数	一部年間 の値上 り額
天 気	966,400	409,200	1,375,600	3,150	436.70
気象集誌	805,300	106,200	911,500	2,000	455.75

A会員に加算される額 天気 436円 計 436円  
 B会員に加算される額 天気 436円 気象集誌の  
 分 455円 計 891円

② 学会活動強化に伴う諸経費増による分

奨励金贈呈件数増	50,000円
支部研究会への補助増	250,000円
人件費の増	289,000円
一般通信費の増	120,000円

計 709,000円

709,000円を上記①により、A会員に加算される436円とB会員に加算される891円に按分すると次の額になる。

A会員に配分される総額232,950円となり1人当124.64円となる。

B会員に配分される総額476,050円となり1人当272.81円となる。

(計算)

$$709,000 \text{円} \times \frac{436 \text{円}}{436+891 \text{円}} \div 1,869 \text{人} = 124.64 \text{円}$$

(総A会員数)

$$709,000 \text{円} \times \frac{891 \text{円}}{436+891 \text{円}} \div 1,745 \text{人} = 272.81 \text{円}$$

(総B会員数)

①と②とにより

A会員の割当額 436円+124円=560円を600円とし  
 B会員の割当額 891円+272円=1,163円を1,200円とする。

学生会員については、極力増額率を低くする主旨でA会員18.2%、B会員20%とした。

団体会員については、ほぼ通常会員と同率とし、外国在住会員については外国郵便料を考慮して、50%増とした。

通常会員 A会員の会費を600円(33.3%) up とし、  
 1,800円+600円=2,400円  
 B会員の会費を1,200円(35.7%) up とし、  
 3,360円+1,200円=4,560円

学生会員 A会員の会費を240円(18.2%) up とし、  
 1,320円+240円=1,560円  
 B会員の会費を480円(20.0%) up とし、  
 2,400円+480円=2,880円

外国在住会員 A会員の会費を1,080円(50%) up とし、  
 2,160円+1,080円=3,240円  
 B会員の会費を1,800円(50%) up とし、  
 3,600円+1,800円=5,400円

団体会員 A会員の会費を860円(34.4%) up とし、  
 2,500円+860円=3,360円  
 B会員の会費を1,720円(34.4%) up とし、  
 5,000円+1,720円=6,720円

参考 4. 改正による増収額内訳

通常会員	A会員	600円	1,500人	900,000円
	B会員	1,200円	1,050人	1,260,000円
学生会員	A会員	240円	35人	8,400円
	B会員	480円	85人	40,800円
団体会員	(A, B)	860円	836人	718,960円
	天気会員		334人	}計 836人
	気象集誌会員		502人	
外国在住会員	(B会員)	1,800円	108人	194,400円
	(A会員なし)			
	合計			3,122,560円

参考 5. 増収額の使用計画額内訳

気象集誌	805,000円
天気	966,000円
郵便料	635,000円
奨励金増	50,000円
支部交付金増	250,000円
給与改善費	289,000円
事務経費	127,560円
合計	3,122,560円

1972年3月

2. 沖縄復帰に伴う措置について

1. 沖縄支部を置くことについて、
2. 沖縄地区の理事の定数を1名とする細則の一部改正について。

細則改正案

細則第7条第1号中

「九州地区(山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県)……………3名」を

「九州地区(山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県)……………3名

沖縄地区(沖縄県)……………1名」に改める。

なお、この措置は、沖縄の復帰の日(返還協定効力発生の日)からとする。

提案理由

1. 沖縄の復帰に伴い同地区の学会活動を活発にするため、沖縄支部を設ける。  
 同地区の会員数は、現在32名(3月1日現在)であるが学会活動が活発となるにつれて会員も増加すると期待される。一方地理的な条件から見て支部を置く方が学会活動に好都合である。定款第3条に基づき本件を提案する。
2. 理事の定数は、その地区の会員数に応じ、地区ごとに定められている。沖縄地区については、1名の定数としたい。

(参照)

定款第3条。この法人は、総会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

細則第7条。理事および監事の選挙は次の方法による。

1. 各地区の理事の定数は、各地区の会員数に応じ、次のとおりとする。ただし関東地区については、この法人の事務の円滑な運営をはかるための定数を次のとおり加算する。

北海道地区(北海道)……………	2名
東北地区(宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、福島県)……………	2名
関東地区(東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、埼玉県、群馬県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県)……………	10名

加算分5名  
 関西地区（大阪府，京都府，滋賀県，和歌山県，奈良県，兵庫県，鳥取県，島根県，岡山県，広島県，香川県，愛媛県，徳島県，高知県）……………4名  
 （山口県，福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県）…3名  
 九州地区（山口県，福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県）…3名

2. (以下省略)

**3. 奨励金受領者選定規定の一部改正について**

奨励金受領者選定規定第3号中「2件」を「原則とし

て3件」に改める。

提案理由

昭和45年度に奨励金制度をもうけて以来，奨励金贈呈にふさわしい内容の申請が多数あつまり，その数が年毎に増加しているのので，その効果を一層高めるため奨励金贈呈の件数を増加したい。

(参照)

奨励金受領者選定規定

3. 委員会は，応募された申請のうちから**2件**をえらび，8月末までに選定理由書をつけて理事長に報告する。